

宿泊税の税額について

第3回宿泊税検討委員会
令和7年3月26日

1 湯河原町宿泊税制度

(1) 課税要件

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税
課税客体	税金がかかる物や行為	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	継続協議中
課税免除	地方税法第 6 条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	年齢 12 歳未満の者 修学旅行その他の学校行事に参加する者 公益上その他の事由により規則で定める者
課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	条例施行後 3 年で見直しを行い、以後 5 年周期で見直す

(2) 事業者補助

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税
特別徴収交付金	宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金	納期限納入額の 3 % 程度
システム整備等補助金	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修等に係る経費を補助するもの。	上限 50 万円（補助率 10/10）を想定

2 税額について

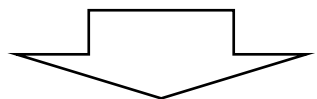
(1) 入湯税を考慮した税額（例）

税額・税率：条件付き定額制（一人一泊につき）

①入湯税を負担した宿泊者 250円

②入湯税を負担しない宿泊者 400円

※宿泊料金は食事代などを含まない、素泊まり料金



検討結果

入湯税と宿泊税は別の税目であることから、宿泊税を課すことで入湯税を課さないようにすることや、どちらかの税額を減額する等はできない。
よって、入湯税を考慮した宿泊税制度設計は困難である。

【参考】入湯税と宿泊税の違い

【入湯税の目的】 地方税法第七百一条

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

【宿泊税の目的】

「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てる等、観光振興を図ることを目的に町が条例で定める目的税。

2 税額について

(2) 第2回宿泊税検討委員会事務局案

段階的定額制（一人一泊につき）

①宿泊料金5,000円未満	200円
②宿泊料金5,000円以上50,000円未満	300円
③宿泊料金50,000円以上	500円

※宿泊料金は食事代などを含まない、素泊まり料金



【税込試算】 年間宿泊者60万人を想定

①段階的定額制（案）

200円×3万人＝	600万円
300円×54万人＝	1億6,200万円
500円×3万人＝	1,500万円
合計	1億8,300万円

税込試算用数値（宿泊データ分析システム参考）

宿泊料金	割合	人数
5千円未満	5%	3万人
5千円～5万円未満	90%	54万人
5万円以上	5%	3万人

宿泊税に係る歳入歳出（例）

歳出		歳入
観光費 (参考: R5決算 約3.6億)	観光総務費 6,000万円	一般財源
	既存事業	
	既存事業の拡 充+新規事業	国・県交付金 ふるさと納税など 1.7億円
徴税費	徴税経費 1,000万円 (交付金600万円込) ※初年度はシステム 整備等補助金 3,750万円	宿泊税 1.83億円